

## 1. 満期保有目的債券の貸借対照表価額

公益法人が保有する有価証券のうち「満期保有目的債券（満期まで所有する意思をもって保有する社債その他の債券）」の貸借対照表価額について、公益法人会計基準（以下、基準）およびその注解は、取得価額で貸借対照表に計上、ただし、取得価額と債券金額とに差額がある場合は、償却原価法による価額を貸借対照表価額としなければならないと定めています。

なお、「同注解（注1）重要性の原則の適用（2）」において、その差額に重要性が乏しい場合は、償却原価法を適用しないことができると定めています。

### 原則と例外（別紙1）

## 2. 償却原価法

償却原価法は、満期保有目的債券の取得価額と債券金額（額面金額）との差額を、一定の方法により期間配分する処理です。

一定の方法には利息法（原則）と定額法（簡便法）とがあり、取得価額が債券金額より低い場合は受取利息を貸方計上、取得価額が債券金額より高い場合は受取利息を借方計上し、各相手科目は投資有価証券を計上します。実務上は、簡便な方法である定額法を採用するケースが多いです。

### 定額法（簡便法）の計算例（別紙2）

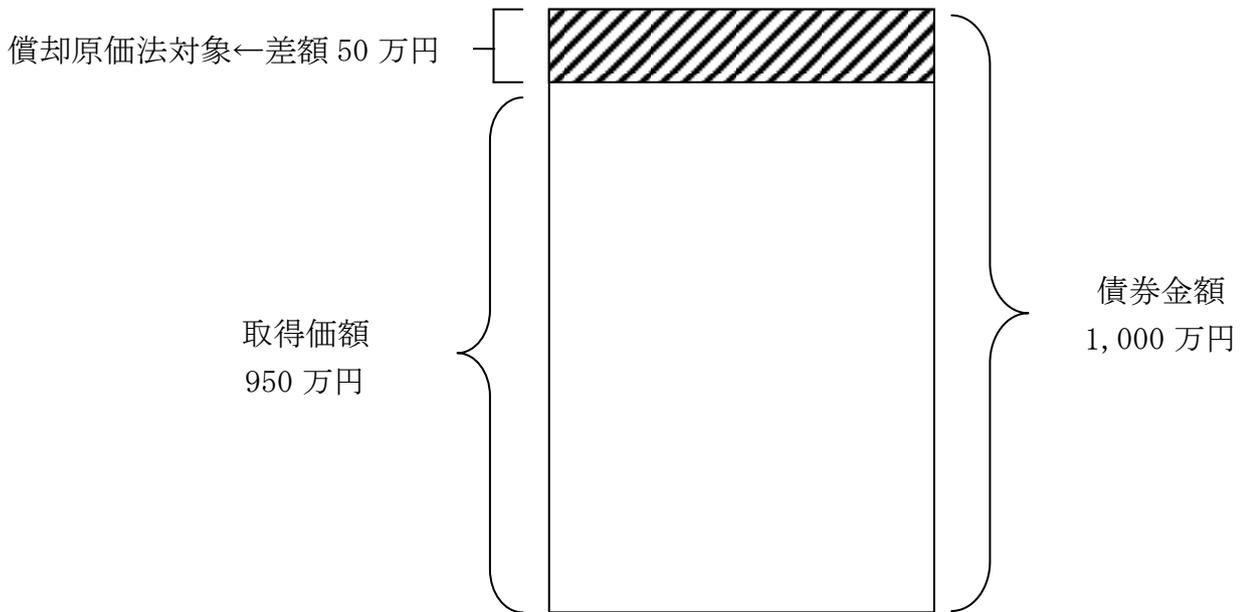
原則と例外

原則 取得価額 (基準)



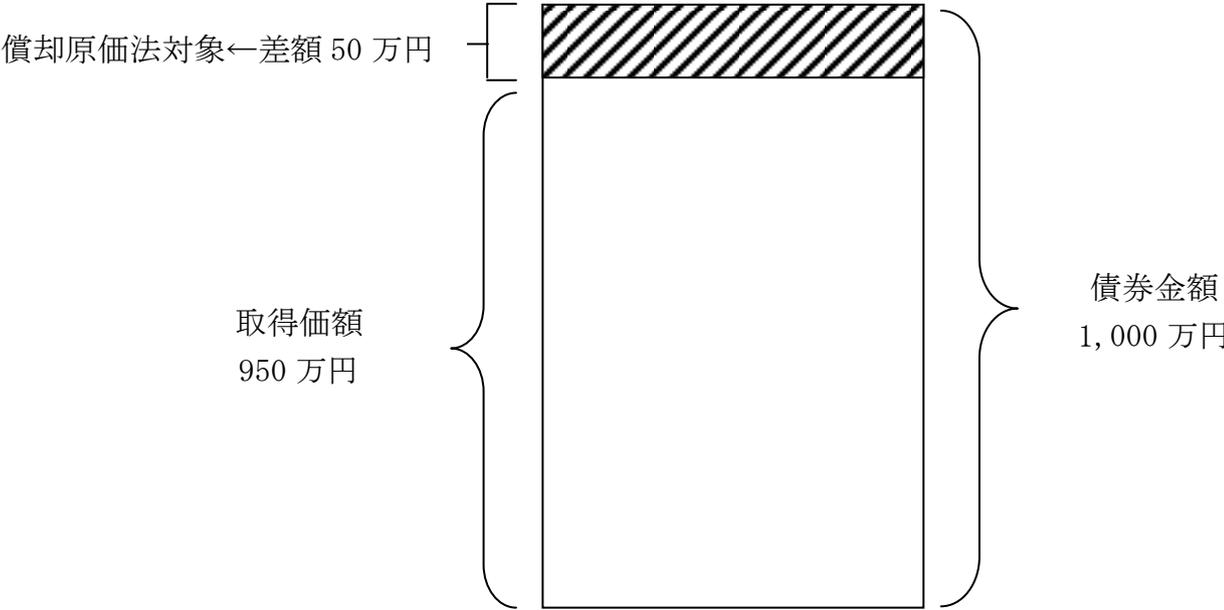
例外 「取得価額  $\geq$  債券金額」の場合 → 償却原価法を適用

(「取得価額 < 債券金額」の場合)



定額法（簡便法）の計算例

（「取得価額＜債券金額」の場合）



取得日：'14年9月1日 }  
満期日：'17年6月30日 } 34ヶ月  
当期：'14年4月1日 ~ '15年3月31日

<当期末の処理>  
 $(10,000 \text{ 千円} - 9,500 \text{ 千円}) \times \frac{7 \text{ ヶ月}}{34 \text{ ヶ月}} = 102 \text{ 千円}$

投資有価証券 102 / 受取利息 102